

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

### ◆告示

小売販売業者甲の事業区域及び最低登録保有  
有畜農家創設事業資金利子補給補助金及び損  
失補償交付要綱

大山山麓集約酪農地域自給飼料増産計画

牛の結核及びブルセラ病の検査

土地改良区役員の変更及び就任

肥料登録の変更

肥料検査成績の公表

国土調査事業補助金交付要綱

結核予防法による医療機関の指定

道路の区域の変更

◆人委規則・職員の内任給、昇給等の基準に関する規  
則の一部改正

### ◆公告

昭和三十三年度鳥取県職員採用上級、中級試  
験合格者氏名

## 告示

### 鳥取県告示第七十号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三号）

第二十条第三項並びに第二十一条第二項の規定に基き、

昭和三十三年四月一日から実施する小売販売業者甲の事  
業区域並びに最低登録保有数を次のように定める。

昭和三十三年三月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

市町村名 事業区域名 事業区域の範囲 最低登録  
保有数

鳥取市 鳥取市第一 旧鳥取市（賀露を除く） 四〇〇

と大杖の一部及び国府町  
奥谷の一部並びに旧千代  
水村を含む区域

第二 旧面影村の区域（大杖の  
一部を除く） 三〇〇

第三 旧米里村の区域 一〇〇

第四 旧倉田村の区域 三〇〇

第五 旧神戸村の区域 三〇〇



鹿野町	鹿野町	第四	旧逢坂村の区域	一〇〇	由良町	由良町	第二	旧柴村の区域	一五〇
鹿野町	鹿野町	第五	旧浜村町の区域	三〇〇	東伯町	東伯町	第一	旧八橋町、浦安町、下郷村の区域(旧上郷村倉坂を含む)	三〇〇
青谷町	青谷町	第三	旧勝谷村の区域	九〇	赤碕町	赤碕町	第三	旧上郷村の区域(倉坂を除く)	九〇
青谷町	青谷町	第二	旧小鷺河村の区域	三〇〇	赤碕町	赤碕町	第二	旧古布庄村の区域	九〇
青谷町	青谷町	第一	旧置谷村の区域	一五〇	赤碕町	赤碕町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
泊村	泊村	第五	旧青谷町の区域	三〇〇	西伯町	西伯町	第三	旧古布庄村の区域	九〇
泊村	泊村	第四	旧置谷村の区域	三〇〇	西伯町	西伯町	第二	旧古布庄村の区域	九〇
泊村	泊村	第三	旧勝部村の区域	九〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
泊村	泊村	第二	旧中郷村の区域	三〇〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
泊村	泊村	第一	旧日置村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
羽合町	羽合町	第五	旧日置村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
羽合町	羽合町	第四	旧置谷村の区域	三〇〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
羽合町	羽合町	第三	旧置谷村の区域	三〇〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
羽合町	羽合町	第二	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
羽合町	羽合町	第一	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
東郷町	東郷町	第五	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
東郷町	東郷町	第四	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
東郷町	東郷町	第三	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
東郷町	東郷町	第二	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
東郷町	東郷町	第一	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
三朝町	三朝町	第五	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
三朝町	三朝町	第四	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
三朝町	三朝町	第三	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
三朝町	三朝町	第二	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
三朝町	三朝町	第一	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
関金町	関金町	第五	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
関金町	関金町	第四	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
関金町	関金町	第三	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
関金町	関金町	第二	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
関金町	関金町	第一	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
北条町	北条町	第五	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
北条町	北条町	第四	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
北条町	北条町	第三	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
北条町	北条町	第二	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
北条町	北条町	第一	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
大栄町	大栄町	第五	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
大栄町	大栄町	第四	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
大栄町	大栄町	第三	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
大栄町	大栄町	第二	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇
大栄町	大栄町	第一	旧置谷村の区域	一五〇	西伯町	西伯町	第一	旧古布庄村の区域	九〇

伯仙町	伯仙町	第三	旧八郷村の区域	九〇	根雨町	根雨町	根雨町の区域	三〇〇
伯仙町	伯仙町	第二	旧泉村の区域	二五〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
日吉津村	日吉津村	第二	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
日吉津村	日吉津村	第一	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
淀江町	淀江町	第二	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
淀江町	淀江町	第一	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
大山町	大山町	第二	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
大山町	大山町	第一	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
名和町	名和町	第三	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
名和町	名和町	第二	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
名和町	名和町	第一	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
黒坂町	黒坂町	第二	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
黒坂町	黒坂町	第一	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
高宮村	高宮村	第二	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
高宮村	高宮村	第一	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
伯南町	伯南町	第二	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
伯南町	伯南町	第一	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
多里村	多里村	第二	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
多里村	多里村	第一	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
福栄村	福栄村	第二	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
福栄村	福栄村	第一	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
石見村	石見村	第二	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇
石見村	石見村	第一	旧大高村の区域	三〇〇	江府町	江府町	江府町の区域	一三〇

鳥取県告示第七十一号

有畜農家創設事業資金利子補給補助金及び損失補償金交付要綱を次のように定める。

昭和三十三年三月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

有畜農家創設事業資金利子補給補助金及び損失補償金交付要綱

第一条 知事は、有畜農家創設特別措置法(昭和二十八年法律第二百六十号。以下「法」という。)に基いて有畜農家創設事業を行つた農業協同組合の有畜農家創

設事業資金の利子及び有畜農家創設事業資金を融資した農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫その他法で定める金融機関（以下「融資機関」という。）が当該融資をしたことにより受けた損失に対し、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十一号以下「規則」という。）及びこの要綱により予算の範囲内において補助金を交付する。

第二条 この要綱において「利子補給補助金」とは有畜農家創設事業を行った農業協同組合の有畜農家創設事業資金の利子に対する補助金をいい、「損失補償金」とは融資機関が有畜農家創設事業資金を融資したことにより受けた損失に対する補助金をいう。

第三条 第一条による損失補償金は、別記有畜農家創設事業資金の融資に関する損失補償契約に定める諸条項により鳥取県知事を甲とし融資機関を乙として第一号様式による契約書を作成し契約を締結した融資機関に交付するものとする。

2 鳥取県知事を甲とし融資機関を乙としてすでに有畜

農家創設事業資金の融資に関する損失補償契約を締結したものについては、前項により契約を締結した融資機関とみなす。

第四条 利子補給金の額は有畜農家創設事業資金のうち知事が認証した額の範囲内における融資金額につき年利一割二分五厘、すえおき期間一年及び次の償還期限による元利均等年賦償還の条件で借り受けたものとした場合における毎年の利子額のうち五分に相当する額を限度とする。

乳 牛 四年  
和牛 馬 五年  
めん羊 三年

2 前項の利子補給補助金は貸付を受けた月から起算して半箇年分ごとに区分して交付する。

第五条 損失補償金の額は、融資機関ごとに当該融資機関がした融資一件ごとの融資金元本のうち知事が認証した額（融資金元本が知事の認証した額より少いときはその融資金元本）の百分の三十に相当する金額を限度とする。

る。

第六条 規則第十四条に規定する補助事業等完了届は別記第二号様式によるものとする。

第七条 農業協同組合が利子補給補助金の交付を受けようとするときの規則第五条第一号の事業計画書は別記第三号様式によるものとする。

2 前項の利子補給補助金等交付申請書は次の区分によりそれぞれ期日まで知事に提出しなければならぬ。

期首に属する月	区分	提出期限	備 考
一月から六月までの期間に係るもの	前期	七月十五日	期首とは貸付の実行を受け六月末まで自己資金にあつては農家に家畜を引渡した月をいう。
七月から十二月までの期間に係るもの	後期	十一月十五日	

第八条 融資機関が損失補償金の交付を受けようとするときはその都度規則第二十一条に定めるもののほか、融資機関が保管している当該有畜農家創設事業資金借用に關する証書の写及び損失に關する計算書（別記第

四号様式）を請求書に添えてすみやかに知事に提出しなければならない。

第九条 利子補給補助金の交付を受けた農業協同組合が提出する規則第十八条の規定による補助事業等実績報告書は別記第五号様式によるものとし、その提出は次の区分による。

期首に属する月	区分	提出期限
一月から六月までの期間に係るもの	前期	同年十二月末日
七月から十二月までの期間に係るもの	後期	翌年六月末日

附 則

- この要綱は、昭和三十三年三月十五日から施行する。
- 有畜農家創設事業資金利子補助要綱（昭和二十九年八月鳥取県告示第四百二十六号）は、廢止する。

有畜農家創設事業資金の融資に関する損失補償契約約款

第一条 損失補償の金額は融資機関ごとに、当該融資機関がした融資一件ごとの融資元本のうち、知事が認証した額（融資元本が知事の認証した額より少いときはその融資元本）の百分の三十に相当する金額を限度とする。

第二条 この約款にいう損失とは融資元本の最終償還期限到来後、融資金の償還期限が二年未満の場合にあつては三箇月、二年以上三年未満の場合にあつては六箇月、三年以上の場合にあつては一箇年を経過して、なお元本又は利子（遅延利子を含む。）の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその間の回収されなかつた金額とする。

2 前項の遅延利子の利率は原資金の利率と同一とする。

3 乙が甲の承認を得て、この契約に基く融資について期限の利益を喪失させた場合は、最終償還期限が到来

したものとみなすものとする。

第三条 損失補償の対象となる融資は、次の各号の条件に該当するものに限るものとする。

一 償還期間及びすえおき期間が、次表の上欄に掲げる融資の種類ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める条件に従うもの。

融 資 の 種 類	償 還 期 間	すえおき期間
乳牛の購入又は借受に要した資金	四年以内	一年以内
役員用牛の購入又は借受に要した資金	五年以内	一年以内
めん羊の購入又は借受に要した資金	三年以内	一年以内

二 この融資により当該組合等が行う有畜農家創設事業によつて農家が負担する利子相当額が年利七分五厘をこえないもの。

第四条 乙が融資した貸付金について、損失を生じた場合は乙からの請求に基き、甲は損失に対する補償金を現金で支払うものとする。

第五条 前条の規定により乙から損失補償の請求があつ

た場合において、甲が適当と認めるときは、当該請求書を受理した日から三十日以内に補償金を支払うものとする。ただし、調査のため特に時日を要するときはこの限りでない。

2 甲が前項の期間内に補償金を支払わないときは、前項の期間満了の日の翌日から支払日まで補償すべき金額につき日歩 銭 厘 毛（原資金の利率と同一とする）の割合で計算した利子を支払うものとする。

第六条 乙が融資をするときは、担保を提供させ又は二人以上の連帯保証人を立てさせなければならない。

2 前項の規定により担保を提供させ又は保証人を立てさせた場合において、やむを得ない事由により当該担保の処分をする以前又は保証債務の履行を請求する以前に損失補償の請求をしようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

第七条 乙は、この契約により損失補償金の交付を受けたるのも善良な管理者の注意をもつて、当該融資にかかる債権の回収に努めるものとする。

2 前項の場合において、乙は当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充

当し、なお残額があるときは当該融資により甲から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を債権を回収した日から三十日以内に甲に納付するものとする。

3 前項による乙の納付が遅延したときは、乙は納付すべき金額につき債権を回収し三十日を経過した日から納付日まで日歩三銭の割合で計算した延滞利子を甲に支払うものとする。

第八条 前条第二項の債権行使のために必要とした費用の範囲は、次のとおりとする。

一 利子支払及び元本償還の請求に関する訴訟費用、裁判上の督促手続費用又は強制執行に関する費用、その他債権保全のために必要な費用。

二 前号の手続のために要する書類の調整費用。

第九条 乙は、常に甲の損失補償に係る貸付債権の保全

に必要な注意を払い、債務の履行を困難とする事情を知つたときは、すみやかに甲に通知するものとする。

第十条 甲の損失補償に係る債権に対し、償還期限までに弁済がない場合には、乙は甲が補償しない債権の取立ての方法と同じ方法をもつて債権の取立てをするものとする。

第十一条 乙が故意又は過失により債権の保全を怠り又は取立てることを怠つたため、甲の補償にかかる貸付債権の全部又は一部の弁済を受けることができなかった場合においては、甲は乙が適当な措置をとれば弁済を受けるであろう限度において補償の義務を免がれるものとする。

第十二条 乙は、甲の損失補償に係る資金の融資を受けたものが、その資金を目的以外に使用した場合は、直ちにその全部又は一部につき一時に繰上償還をさせなければならない。

第十四条 乙は、この契約にかかる融資についての経理を明らかにしておくものとする。

第十五条 甲がこの契約による乙の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして融資に関する帳簿、書類等を検査させることを必要とした場合には、乙はこれに協力するものとする。

第十六条 乙がこの契約に違反したときは、甲は乙のした融資についてその補償すべき損失の全部若しくは一部について補償せず又は乙はすでに交付を受けた補償金の全部若しくは一部を返還しなければならない。

第十七条 「法」が改正又は廃止されたとき必要があれば両者協議のうえ、この契約の内容を変更するものとする。

第十八条 この契約に定めたもののほか、必要な事項については、甲、乙協議のうえこれを定めるものとする。

第一号様式

有畜農家創設事業資金の融資に関する損失補償契約

有畜農家創設特別措置法に基き昭和 年度において左記の有畜農家創設事業資金を融通することにより生ずる損失に対し、鳥取県知事 を甲とし融資機関 を乙として有畜農家創設事業資金利子補給補助金及び損失補償金交付要綱に定めるもののほか、有畜農家創設事業資金の融資に関する損失補償契約款に定める条項により損失補償契約を締結する。

右の契約の証として、この契約書式通を作成し、甲乙各巻通を保有する。

昭和 年 月 日

甲 鳥取県知事 氏  
乙 住 所 氏

名 印  
名 印

貸付先名	貸付年月日	貸付金額	償還期限	備考
計				

注 農業協同組合が融資機関の場合で県信連会長にこの契約の締結に関する一切の権限を委任した場合、その代理者と知事とが締結する損失補償契約書の左記の貸付先名は、融資機関である農業協同組合名を記載し、備考欄に貸付者別融資金額を記載するものとする。

第三号様式

昭和 年 月 日

農業協同組合長 氏

名 印

鳥取県知事 氏

有 畜 農 家 創 設 事 業 完 了 届

有畜農家創設特別措置法に基づく昭和 年度有畜農家創設事業を下記のとおり完了したのでお届けします。

導入者 氏 名	貸 出 実 施 状 況			家 畜 導 入 状 況			農家 獲得年月日	
	資金 の別	年月日	金 額	種 類	頭 数	購 買 地 購 買 原 価		輸 送 費
計	—	—	—	—	—	—	—	—

- 注 1 導入者氏名は、本事業により家畜を導入した農家の氏名とする。  
 2 記の表は、事業単位ごとで作成する。  
 3 資金の別は、農協の自己資金による場合は「自己」、信連資金の場合は「信連」と記載する。  
 4 貸出実施状況については、次により記載する。  
 (1) 農業協同組合の自己資金による場合は、「資金の別」は「自己」とし、その他の欄は、その自己資金を

第三号様式

(事業実施明細)

事 業 計 画 書

事 業 年 度	導入家 畜種類	導 入 頭 数	購買金額	購買額の 5%融資 額	融 資 年 月 日	融 資 機 関	借 入 及 び 貸 付 利 率	償 還 期 限	利子補給期間	期首未済 償還金額	同左に對 する利子 補給金額	備 考
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

農家に融資した状況につき記載する。この場合、貸出月日は農家に家畜を引渡した月日とするが、農家に家畜を引渡した月日が認証書の日付より以前である場合は、認証書の日付又はその翌日の日付とする。  
 5 購買地は、県内の場合は「県内」県外の場合は県名を記載する。  
 6 償還期限は最終償還期限の年月日とする。

注 事業単位ごとに各欄に記載する。

損失に関する計算書

融 資 組 合 名	損失補償契約年月日	融 資 額	融 資 年 月 日	償還期限	導入家畜種類頭数	既 返 済 額			未 返 済 額			未返済金 子額 備考		
						年度	元金	利息	年度	元金	利息			
計														

- 注 1 融資した組合名とは、融資機関に損失を与えた組合名であつて、融資1件ごとに各欄に記載する。
- 2 単位農業協同組合が融資機関である場合には、融資1件ごとくこの様式により作成するものとし、融資した組合名欄は損失を与えた組合員名を記載し、各人ごとの状況を記載する。
- 3 損失補償契約年月日には、知事と「有畜農家創設事業資金の融資に関する損失補償契約」を締結した年月日とする。

第五号様式

(ア)

昭和 年 月 日

農業協同組合長 氏

名 印

鳥取県知事 氏

名 殿

昭和 年度 期有畜農家創設事業資金利子補給補助事業実績報告書

昭和 年 月 日付受畜第 号により交付決定され、交付された標記利子補給補助金を別記のとおり関係農家に交付したので鳥取県補助金等交付規則第18条の規定により報告する。

(ロ) 事業成績書

事業実施年度	導入頭数	導入金額	購入金額の5割を交付した融		融 資 年 月 日	融資機関	償還期	利子補給期間	期首未済償還金額	同左に對する利子補給金額	同左の交付日	備考	
			資	金									

注 事業単位ごとに各欄に記載する。



収入の部

区	分	予	算	額	決	算	額	比較増減	備	考
県	補助金									
計										

支出の部

区	分	予	算	額	決	算	額	比較増減	備	考
有農農家創設事業資金利子補給補助金										
計										

鳥取県告示第七十二号

大山山麓集約酪農地域の昭和三十二年度自給飼料増産計画を酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）第九条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十二年三月七日

鳥取県知事 藤 茂

昭和三十二年度大山山麓集約酪農地域自給飼料増産計画

I 飼料作物、種類別、地目別、作付予定面積

区分	水田			裏作			普通畑（輪作）			飼料専用畑			樹園地			合計			
	紫雲英	燕麥混 美チ糠	レ ソ フ	青 玉 蜀 葵	青 豆 類	ヒ マ マ リ	計	青 玉 蜀 葵	青 豆 類	根 菜 類	燕麥混 美チ糠	計	ク バ コ シ 類	レ ソ フ	青 豆 類		ク バ コ シ 類	根 菜 類	青 麥 類
倉三北	300	42.0	9.0	4.5	4.5	90.0	18.2	18.2	35.0	18.2	89.6	16.0	3.5	3.5	11.0	3.5	21.5	217.1	
三北	3.0	7.0	0.3	2.5	2.5	13.0	3.0	3.0	10.0	5.0	25.0	3.0	0.5	0.5	2.0	0.5	3.5	46.5	
北	0.7	1.7	0.3	0.3	0.3	3.0	2.5	2.5	3.7	2.5	11.2	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	1.5	16.2	
大田	31	9.2	1.5	1.5	1.5	15.3	14.5	14.5	20.0	14.5	63.5	2.8	1.5	1.5	1.5	3.0	7.5	88.1	
大田	2.4	6.0	0.5	0.5	0.5	9.4	10.0	10.0	15.0	10.0	45.0	1.5	1.0	1.0	1.0	2.0	5.0	60.9	
赤松	11.5	35.7	8.0	8.0	8.0	63.2	56.1	56.1	78.2	56.1	246.5	11.1	5.5	5.5	5.5	11.0	22.0	342.8	
赤松	3.8	13.8	2.5	2.5	2.5	24.6	21.7	21.7	30.5	21.7	93.6	4.4	2.0	2.0	2.0	4.1	8.1	132.7	
赤松	8.2	16.3	7.0	3.5	3.5	38.5	7.3	7.3	14.6	7.3	36.5	7.3	1.4	1.4	1.4	4.2	8.6	86.5	
赤松	6.4	18.3	4.0	2.0	2.0	32.7	28.7	28.7	40.2	28.7	126.3	6.1	2.8	2.8	2.8	2.8	8.4	173.5	
赤松	10.8	18.1	7.0	3.5	3.5	42.9	18.0	18.0	35.0	18.0	89.0	4.4	1.0	1.0	1.0	1.0	3.0	139.3	
赤松	19.0	42.6	18.0	9.0	9.0	97.6	37.0	37.0	37.0	37.0	148.0	1.9	1.9	1.9	1.3	1.3	3.9	247.5	
赤松	8.0	13.0	6.0	3.0	3.0	33.0	6.2	6.2	12.3	6.2	31.1	6.2	1.3	1.3	1.3	1.3	3.9	74.2	
赤松	9.0	15.4	7.0	3.5	3.5	38.4	7.5	7.5	15.0	7.5	37.5	7.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5	83.3	
赤松	1.0	1.8	0.6	0.3	0.3	4.0	0.8	0.8	1.6	0.8	4.0	0.7	0.7	0.7	1.1	1.1	1.1	9.2	
赤松	10.0	18.2	12.0	6.0	6.0	52.2	6.6	6.6	13.2	6.6	33.0	1.4	1.1	1.1	1.1	1.1	5.5	92.1	
赤松	2.4	5.2	3.0	1.5	1.5	13.6	4.6	4.6	4.6	2.3	16.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	1.5	30.0	
赤松	3.1	4.9	2.8	1.4	1.4	13.6	4.6	4.6	4.6	2.2	16.0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	1.5	31.4	
赤松	3.5	4.7	3.0	1.5	1.5	14.2	7.0	7.0	7.0	7.0	35.0	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	1.5	49.4	
赤松	6.0	7.6	5.0	2.5	2.5	23.6	7.0	7.0	7.0	7.0	23.0	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	1.5	51.6	
赤松	143.9	291.5	99.7	57.5	42.2	624.8	263.3	263.3	391.7	238.6	1,176.9	75.5	22.3	8.8	1.5	31.3	32.7	96.1	1,973.3

（備考） 単位は町数で延面積とする。



鳥取県告示第七十三号

次のように牛の結核及びブルセラ病の検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十三年三月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 結核及びブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし生後六箇月、分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法 結核病検査 皮内注射法  
ブルセラ病検査 ……ブルセラ急速凝集反応、試験管凝

果反応

別表

実施月日	実施区域	実施場所
三月十二日	八頭郡智頭町	若津家畜検査場
一次	山形	
二月十四日	用瀬町	安蔵
十五日	河原町	釜山家畜検査場
十七日	河原	河原
十九日	郡家町下	大坪
二十二日	郡家	宮谷
二十二日	若桜町若桜	若桜家畜市場
二十四日	八頭村安部	北山家畜検査場
二十五日	郡家町國中	万代寺
二十八日	船岡町船岡	見槻中
二十六日	船岡町船岡	船岡家畜市場

鳥取県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が就任及び退任した旨届出があつた。

昭和三十三年三月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の氏名及び住所  
大沢土地改良区

理事 谷口 虎文 鳥取市瀧山

就任した役員の氏名及び住所  
美用土地改良区

理事 末次 良雄 日野郡江府町大字美用

下垣 憲治

川上 正晴

登録番号 肥料の名称

（保証成分量パーセント）

鳥取県 第二〇五号 八、〇 蚕蛹油かす

窒素全量 一八・〇〇  
燐酸全量 一〇・〇〇

生産業者の住所氏名

変更年月日

変更した事項

京都府綾部市青野町膳所一  
取締役社長 石田 一郎

三三、一、  
三〇

代表者波多野林一  
を石田一郎と変更

鳥取県告示第七十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり生産業者の代表者を変更した。

昭和三十三年三月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

川上 重雄

末次 雅明

末次 千広

加藤 琢美

川上 博

川上 正

筒井 一郎

監事

鳥取県告示第七十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基づき、昭和三十三年十月、十一月及び十二月に

（十月分）

肥料の種類

硫酸アンモニア

第一種複合肥料

菜種油かす粉末

（十一月分）

硫酸アンモニア

第一種複合肥料

魚かす海産動物配合

（十二月分）

尿素

保証票添附者

八幡化学工業株式会社

鳥取県中央農業協同組合連合会

窒磷加肥料工業株式会社

長瀬農業協同組合

飯田巻蔵

八幡化学工業株式会社

鳥取県中央農業協同組合連合会

住友化学工業株式会社

大洋奨産株式会社

宇倍興産株式会社

検査点数

うち不合格点数

一	○
六	○
六	○
三	○
三	○
九	○
三	○
二	○
三	○

実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和三十三年三月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第七十七号

鳥取県国土調査事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十三年三月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県国土調査事業補助金交付要綱

（趣旨）

第一条 知事は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号。以下「法」という。）に基づき市町村又は土地改良区等（以下「補助事業者等」という。）が行う国土調査等に要する経費に対し、鳥取県補助金等交付規則

（昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）による外、この要綱により、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助率）

第二条 前条に規定する経費及び補助率は次のとおりとする。

一 法第六条の四の規定により補助事業者等が実施する地籍調査に要する経費 当該経費の六分の五以内  
二 補助事業者等が実施する地籍調査の技術の講習（以下「講習」という。）に要する経費 当該経費の

過燐酸石灰	株式会社多木製肥所	一	○
硫酸加里	江商株式会社	二	○
第一種複合肥料	窒磷加肥料工業株式会社	六	○
魚かす粉末	林兼産業株式会社	三	○
菜種油かす粉末	丸金製油株式会社	一	○
大豆油かす	熊沢製油株式会社	二	○
ひまし油かす粉末	豊国産業株式会社	一	○





4 経費の配分及びその算出基礎

経費の配分 目 金 額	補助事業に要する経費	負担区分			経費算出の基礎
		県	市 町 村		
計					

第二号様式

第 年 月 日

鳥取県知事

殿

補助事業者

御

昭和 年度国土調査事業の内容及び補助事業に要する経費（地籍調査、講習）の変更（中止又は廃止）承認申請書

昭和 年

鳥取県指令受耕第 号

号により補助金交付の決定の通知を受けた昭和

年度国土

調査事業（地籍調査、講習）については下記理由により（別紙のとおり）変更（中止又は廃止）したので承認されたく申請する。（おつて、この変更に伴い補助金 円の変更交付方あわせて申請する。）

事 由

記

（注） 別紙の作成要領は、次のとおりとする。

- 1 廃止承認申請の場合は、省略する。
- 2 変更承認申請の場合は、事項別に第1号様式に準じて作成し、変更前を赤字変更後を黒字で列記すること。
- 3 中止承認申請の場合は、事項別に第4号様式に準じて作成すること。

桑川中澄代

第 年 月 日

鳥取県知事

殿

補助事業者

御

昭和 年度地籍調査事業状況報告書

年鳥取県指令受耕第 号

号により補助金の交付を受けて実施している昭和

年度地

籍調査事業の昭和 年1.2月31日までの遂行状況を、鳥取県国土調査事業補助金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり報告する。

記

事業種別	予定量	実績量	進捗率	備考
一筆地調査				
地籍図根三角測量				
地籍図根多角測量				
地籍細部測量				
地籍測量				
地籍図及び地籍簿の作成				
備考				

図面を添付

(1 地籍調査)

第 年 月 日

鳥取県知事 殿

補助事業者

昭和

年度国土調査費補助金(地籍調査)実績報告書

図

昭和 年鳥取県指令受排第 号に基づき、下記のとおり地籍調査を実施したので、鳥取県国土調査事業補助金交付要綱第6条により報告する。

記

1 事業の遂行実績

作業種別	作業予定量	作業実績量	作業実績量の		備考
			縮尺	精度	

2 経費の配分実績

予			定			実			績			備考
目別配分額	補助事業に要する経費	負担区分	目別配分額	補助事業に要する経費	負担区分	目別配分額	補助事業に要する経費	負担区分	目別配分額	補助事業に要する経費	負担区分	
金額		県 市町村	金額		県 市町村	金額		県 市町村	金額		県 市町村	





鳥取県告示第七十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定にもとずき指定医療機関として、次のものを指定した。

昭和三十三年三月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

指定年月日 名 所 在 地

昭和三十三年三月一日 小鹿 診療所 東伯郡三朝町大字東小鹿字上野一、五六〇の三

鳥取県告示第七十九号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十三年三月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

道路の種類 一級国道

路線名 九号線

道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員	延長	備 考
鳥取県高部青谷町字長和瀬二九の一から 〃 九二二の一まで	新 旧	新 二一、〇〇メートル 旧 七、〇〇メートル	新 四二五メートル 旧 三九五メートル	在来道路 改築する道路
鳥取県東伯郡羽合町大字長瀬字西ラドロ七六四から 〃 大字久留字横道下一七五の一まで	新 旧	新 四、五〇六、〇メートル 旧 四、五二二、九メートル	新 八二〇メートル 旧 六六〇メートル	在来道路 改築する道路
鳥取県東伯郡羽合町大字長瀬三ツ江八〇七番地から 〃 北条町大字国坂字下朽谷六七六番地まで	新 旧	新 四、〇一七、〇メートル 旧 四、〇一七、〇メートル	新 一、一五五メートル 旧 一九四四メートル	在来道路 改築する道路
鳥取県東伯郡羽合町大字田後字大俵六二八番地から 〃 大字長瀬字西ラドロ七六四番地まで	新 旧	新 一〇、五メートル 旧 一〇、五メートル	新 三三〇メートル 旧 三三〇メートル	拡張

人事委員会規則

職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年三月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二号

職員の初任給、昇給等の基準に関する規則

の一部を改正する規則

職員の初任給、昇給等の基準に関する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間は、」を「職員が退職する際、鳥取県職員退職手当支給条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十六号。以下「退職手当支給条例」という。）第三条の規定の適用を受ける場合においては当分の間、退職手当支給条例第四条の規定の適用を受ける場合にお

いては昭和三十三年三月三十一日までの間、」に改める。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

公 告

昭和三十三年三月七日  
鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

次のように公告する。

（上級試験）

一般事務職

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

八 栗木日出男 五〇 三ッ国雅夫

一〇一〇 大谷真理子 五 前田 寛

二三 田中 博士 一〇一六 吉田 正毅

五三 八木 芳彦 四一 大西 孝雄

四九 寺谷 敏光 一〇二一 綾木 豊

一〇〇五 後谷 博 (以上一一名)

土 木

二 土井 康稔 六 豊岡 友義

九 遠藤 一夫 一〇〇九 江田 幸範

四 広瀬 英一 五 西村 紀雄  
(以上六名)

建 築

一 田中 孝典 二 牛尾 雅登  
(以上三名)

農 業

六 万木 嘉勝 二七 須崎 睦夫

一四 徳持順之輔 五 田中 章雄

八 三好 環 一〇〇九 守屋 利正  
(以上七名)

林 業

三〇 上田 弘美 (以上七名)

農 業

六 門脇 永幸 一二 浜本 典雄  
(以上三名)

農 業

一〇 森田 則康 (以上三名)

農 業

七 岡 聖 (以上三名)

畜 産

一八 岡本 和也 二一 野田 健治  
(以上二〇名)

一二 中森 悦夫 一七 太田 勝己

二 石田 一成 六 正田 伝培

九 衣川 誠 一三 藤原 三男

五 坂口勘五郎 一〇〇六 生田 常雄  
(以上八名)

蚕 糸

一〇〇二 山崎 隆達 三 今西 正  
(以上三名)

農 業

農 業

農 業

農 業

農 業

農 業

農 業

